

(案)

砕石製品売買契約書

- 1 調達案件 物件番号 3 砕石製品（仁淀川町内の林道等維持修繕用）
- 2 契約単価

種 目	規 格	予定数量	単位	単 価	予定金額	摘 要
再生砕石	0～40mm	30.0	t			標準運搬距離(片道)11kmを越えて20kmまで
栗石(小)	50～150mm	20.0	t			標準運搬距離(片道)11kmを越えて20kmまで
再生砕石	0～40mm	30.0	t			標準運搬距離(片道)21kmを越えて30kmまで
栗石(小)	50～150mm	20.0	t			標準運搬距離(片道)21kmを越えて30kmまで
再生砕石	0～40mm	30.0	t			標準運搬距離(片道)31kmを越えて40kmまで
栗石(小)	50～150mm	20.0	t			標準運搬距離(片道)31kmを越えて40kmまで
再生砕石	0～40mm	30.0	t			標準運搬距離(片道)41kmを越えて50kmまで
栗石(小)	50～150mm	20.0	t			標準運搬距離(片道)41kmを越えて50kmまで
再生砕石	0～40mm	30.0	t			標準運搬距離(片道)51kmを越えて60kmまで
栗石(小)	50～150mm	20.0	t			標準運搬距離(片道)51kmを越えて60kmまで
小計						
消費税相当額		10				
小計						
計						

- 3 物件売買期間 自 契約を締結した日の翌日から
至 令和8年3月31日
- 4 物件引渡場所 仁淀川町内の国有林林道等
- 5 契約保証金 免 除
- 6 特約条項 別 紙（暴力団排除に関する特約条項のとおり）
- 上記単価をもって、買受人 分任支出負担行為担当官 嶺北森林管理署長 牧尾 幸之助と売渡人との間に次の契約条件により売買契約を締結し、本契約の証として本書を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通保有する。

令和 年 月 日

買受人 住 所 高知県長岡郡本山町本山850
分任支出負担行為担当官
氏 名 嶺北森林管理署長 牧尾 幸之助

売渡人 住 所
氏 名

契 約 条 件

第1条 碎石の納入については、買受人の指定する箇所に納入すること。

第2条 契約書の購入予定金額に異動を生じても、売渡人は異議の申立を行わないものとする。

第3条 納入にあたっては、納入数量の記載された納入伝票を買受人の指定する職員等に提出し確認を受けること。納入伝票は、総量、風袋、正味等の納入数量が確認できる数値が刻印されたものとする。

第4条 契約物件の所有権は、前条により契約物件の引渡を完了したときに買受人に移転するものとする。

第5条 この契約による確定金額は、売買期間中第4条による所有権が買受人に移転した契約物件の品目、規格毎の納入数量に契約単価に乗じた金額とする。

第6条 買受人は売渡人の申出により毎1ヶ月分について、前条により確定した金額(以下「代金」という。)について支払いをすることができる。

第7条 買受人は、前条の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に代金を支払わなければならない。

第8条 売渡人は、買受人が前条の期間を経過して支払遅延となったとき、期限の翌日から支払った日までの日数に応じて、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。）第8条第1項の規定により決定された率に乗じて計算した額の遅延利息を請求することができる。

第9条 次の各号の一に該当するときは、買受人はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合売渡人は違約金として契約書に記載された予定金額の100分の10に相当する金額を買受人に支払うものとする。

(1) 売渡人において契約上の義務履行をせず、又は履行する見込みがないと買受人が認めたとき。

(2) 売渡人の責に帰す理由によりこの契約の解除を申し出たとき。

第10条 この契約により売渡人から買受人に支払うべき債務があるときは、代金を相殺することができる。

2 前項の場合において買受人の収納すべき金額が相殺額を超過するときは、売渡人はその超過する金額を買受人の発する納入告知書により指定期限までに納入するものとする。

第11条 売渡人は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

ただし、あらかじめ買受人の承諾を得た場合は、この限りでない。

第12条 買受人は、この契約に関し、売渡人が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、売渡人又は売渡人の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（同法第8条第1項第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 売渡人又は売渡人の代理人（売渡人又は売渡人の代理人が法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条又は独占禁

止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されるとき。

- 2 売渡人は、この契約に関して、売渡人又は売渡人の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を買受人に提出しなければならない。

第13条 売渡人は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、買受人が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として買受人が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、売渡人又は売渡人の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき又は同法第66条第4項の規定による審決において、同法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。
- (2) 公正取引委員会が、売渡人又は売渡人の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき又は同法第66条第4項の規定による審決において、同法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。
- (3) 公正取引委員会が、売渡人又は売渡人の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 売渡人又は売渡人の代理人（売渡人又は売渡人の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法第96条の3若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

- 2 売渡人は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として買受人が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 前項第2項に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3の規定の適用があるとき。
- (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、売渡人又は売渡人の代理人（売渡人又は売渡人の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 売渡人が買受人に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

- 3 売渡人は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

- 4 第1項及び第2項の規定は、買受人に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、買受人がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

第14条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて買受人売渡人協議して定めるものとする。

第15条 この契約について、買受人売渡人両者間に紛争を生じた場合は、第三者に依頼して解決を図るものとする。

別紙

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 賃借人は、賃貸人が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 賃借人は、賃貸人が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 賃貸人は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 賃貸人は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 貸貸人は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

2 賃借人は、貸貸人が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第5条 賃借人は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより貸貸人に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 貸貸人は、賃借人が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、賃借人に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第6条 貸貸人は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を賃借人に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

碎石製品物件位置図

